

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第6条第4項の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成27年度第1回高松市子ども・子育て支援会議 部会
開 催 日 時	平成27年10月20日（火） 15時～16時
開 催 場 所	高松市役所3階32会議室
議 題	1 部会長、職務代理者の選任について 2 平成28年度の特定教育・保育施設等の利用定員について
公 開 ・ 非 公 開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非 公 開 の 理 由	—
出 席 委 員	6人
	加野部会長、岡委員、永澤委員、三木委員、宮下委員、横井委員
傍 聴 者	8人
担 当 課 及 び 連 絡 先	こども園運営課 （839-2358）

会議の経過及び結果

開 会

1 部会長、職務代理者の選任について

部会長に加野委員、職務代理者に岡委員が選任された。

2 平成28年度の特定教育・保育施設等の利用定員について

事務局から、議題についての概要説明を行った。

【主な質疑応答】

部会長）事業計画では平成29年度末に待機児童が解消されることとなっているが、現時点での見通しはどうか。

事務局）現時点で判断することはできないが、今後の待機児童の状況によっては、施設整備の公募件数等を変更するなどの対応が必要となる。

委員）今年度の施設整備の公募状況はどうなっているのか。

事務局）現在、社会福祉施設整備等審査会において審査中であることから、詳細は明らかにできないが、時期が来れば速やかに公表したい。

委員）保育所等創設の公募件数は、今年度2件、来年度3件で変わらないか。

事務局) そのような事業計画としているが、今後の待機児童の状況によっては、変更する必要が生じることがある。その際には、適切な時期に部会に諮りたい。

委員) 幼稚園から認定こども園への移行に伴い、幼稚園教諭免許と保育士資格が必要となるが、特例措置としてどのようなものがあるのか。

事務局) 幼保連携型認定こども園では、片方の資格しか所持していない者でも保育教諭となれる特例があり、新制度移行後5年間において、もう片方の資格を取得すればよいこととなる。

また、免許・資格の取得に当たり、必要な単位等を軽減する特例も設けられている。

委員) 資格取得に対する補助制度はあるのか。

事務局) 昨年度、県の安心こども基金を活用することについて、各施設に意向調査を行ったが、実施までには至っていない状況である。

委員) 利用定員の設定に当たり、施設・事業者との意思疎通を図ることとされているが、各施設の職員の意見は取り入れられているのか。

事務局) 利用定員は認可定員の範囲内で施設・事業者からの申請に基づき設定するものであり、施設面積等の認可基準を満たす認可定員を上限として、各施設が児童数や職員の配置状況等を勘案し申請しているものである。

委員) 小中学校の建替えなど、計画どおり完成せず遅れることが多々ある。建設業の人手不足などによる影響もあるかもしれないが、可能な限り計画に沿って進めてもらいたい。

事務局) 現在運営している施設の増改築においては、児童の安全確保を優先させることで工期が遅れることは御理解いただきたい。

また、本市の施設整備計画は、市単独補助で行うものではなく、国等の補助金を活用するため、国等との補助協議の時期と本市の審査会での採択時期との関係で、すぐに着工できない状況である。なるべく遅れが生じないように対応していきたい。

委員) 近年は、児童の声が騒音だとして近隣住民から苦情が出ることもあり、隣接地権者全員の同意を得る必要があるなど、施設整備を行うにもハードルが高くなっている。

事務局) 他都市では工事期間中に近隣住民からの申し出によりフェンスを設置しなければならなくなった等の事例もあるようであり、隣接地権者全員の同意を求めている。

委員) 自身の子供が認定こども園に通っているが、自身が就労した際、施設を移ることなく、1号から2号への認定区分変更のみで済んだことは、子供への影響が少なく済み、利用している保護者としては認定こども園の存在がとてもありがたかった。今後も認定こども園を増やしてもらえたらと思う。

部会長) 意見も出尽くしたと思われる。平成28年度の特定教育・保育施設等の利用定員については、部会として了としたい。

閉 会